

2松議第 23 号
令和 2 年 4 月 17 日

議 員 各 位

松川町議会議長 米山 俊孝

新型コロナウイルス感染症防止に向けた松川町議会としての対応
について

令和 2 年 4 月 7 日に新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急事態宣言が出され、県内においても感染確認者が増加している現状のなか、近隣地域においても、感染者が確認される事態となっており、感染拡大防止に向けた取り組みや早急な対応が必要とされています。

この様な状況下において、松川町議会では、感染拡大防止に取り組み、感染症の収束が見られるまでの間、下記のとおり対応することとします。

なお、感染状況等に応じ、随時対応の変更を行うものとします。

記

1、会議開催時の対応について

- (1) 議場及び会議室の出入口に消毒液を設置する。
- (2) 議場及び会議室等では、議員、職員において、マスクの着用を推奨し、室内の換気を定期的に行う。
- (3) 議会の各種会議等出席の際、事前に必ず検温を行い、健康チェック表を作成し議長に提出する。なお、体調が悪い場合は議長に連絡し欠席する。
- (4) 会議の傍聴については、自粛を要請する。
- (5) 各種会議等の運営にあたっては、会議等の進行者である議長または委員長を中心として短時間で終了できるよう効率的な運営に努めることとする。
- (6) 人と人との間に十分な距離を保持（1メートル以上）するとともに、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以上）。

2、視察及び行事の実施について

不急の視察及び行事（議会と語る会等）については、原則として延期または中止とすることとし、必要に応じて議員協議において実施の適否を検討し

判断をする。

3、議会及び議員活動について

- (1) 議員各自が日常的な感染予防対策を確実にいき、止むを得ない場合を除き、概ね20人以上の人数や不特定多数の参加が見込まれる会合等への参加は見合わせる。
- (2) 町民に対して不要不急の外出を控えるよう依頼する中において、県外への往来は特に自粛するとともに、私的な旅行や外出を控えるなど、町民感情にも配慮した行動を心掛けること。
- (3) やむを得ず県外への往来が必要な場合は、必ず、事前に事務局を通じて議長に相談すること。また、県外へ往来した場合は、議長の判断で当該往来日から14日間を自宅待機するよう指示を促す。
(※既に直近の14日前までの間に、県外への往来があった議員は速やかに議長に報告すること。)
- (4) 風邪症状がみられる議員は、その間の外出自粛をする。
- (5) 万が一議員本人またはその家族が新型コロナウイルス感染症にり患、或いは濃厚接触者と認定された場合は、速やかに議会事務局を通じ議長に報告をおこない、医療機関等の指示に従って行動すること。